

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年8月5日
【会社名】	インスペック株式会社
【英訳名】	inspec Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼代表執行役員 菅原 雅史
【本店の所在の場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐藤 保
【最寄りの連絡場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐藤 保
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（第19回新株予約権） その他の者に対する割当 8,893,430円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,008,853,630円 （注） 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第19回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	23,590個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	8,893,430円
発行価格	377円（本新株予約権の目的である株式1株当たり3.77円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年8月21日（金）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	インスペック株式会社 管理部 秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
払込期日	2026年8月21日（金）
割当日	2026年8月21日（金）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 仙台支店

- （注）1. インスペック株式会社第19回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、2026年8月5日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社とCantor Fitzgerald Europe（以下「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなかったこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権証券の目的となる株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。）2,359,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項において定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準 2026年8月25日（同日を含む。）以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。 但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が下限行使価額である471.0円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。 3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。 4 行使価額の上限：なし 行使価額の下限：当初 471.0円 5 割当株式数の上限 2,359,000株（2026年4月30日現在の当社発行済普通株式総数4,012,800株に対する割合は、58.79%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）1,119,982,430円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。） 7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。）。 8 なお、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定である。 (1) 制限超過行使の禁止 ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。 ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。 ③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。
----------------------------------	---

	(2) 当社による行使停止 当社は、割当予定先に本新株予約権買取契約所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも割当予定先による本新株予約権の行使を停止することができ（但し、割当予定先が当社普通株式の売却につき既に売却先との間で約定している場合の当該当社普通株式に対応する本新株予約権の行使を除く。）、また、行使停止の効力の発生後に、当社は、割当予定先に本新株予約権買取契約所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも割当予定先による本新株予約権の行使の再開を許可することができる。なお、本新株予約権の行使の停止又は行使の再開がなされる都度、当社は東証においてその旨の適時開示をする予定である。 (3) 行使期間の末日における本新株予約権の買取り 当社は、行使期間の末日において、本新株予約権1個当たりその発行価格と同額で割当予定先の保有する残存する本新株予約権を買取る。 (4) 当社普通株式の市場売却の原則禁止 割当予定先は、「(6) 本新株予約権買取契約の解除に伴う本新株予約権の買取り」記載の割当予定先による解除権が発生している場合を除き、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式につき当社の事前の書面による承諾を受けることなく取引所金融商品市場において売却することができない。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の取引所金融商品市場における売却を承諾する都度、当社は東証においてその旨の適時開示をする予定である。 (5) 割当予定先による当社普通株式の海外機関投資家への売却の意向 割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を原則として、割当予定先又はその関連会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向を有している。この点に関して、割当予定先は、かかる意向を有していることを本新株予約権買取契約にて表明する。 (6) 本新株予約権買取契約の解除に伴う本新株予約権の買取り 割当予定先は、割当予定先によって一定の事由の発生により本新株予約権買取契約が解除された場合、当社に対して、その保有する本新株予約権の全部を取得するよう請求することができ、当社は、かかる請求を受けた場合、速やかに本新株予約権1個当たりその発行価格を下回らない価額で本新株予約権を取得する。当該解除権の発生原因となる事由は、①本新株予約権に係る払込金額の払込み以降、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、発行会社に、(i)支払の停止、破産手続開始等、(ii)手形交換所の取引停止処分、(iii)本新株予約権買取契約又は発行会社と割当予定先との間の取引に関し違反があったこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、②本新株予約権に係る払込金額の払込み以降、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、(i)本新株予約権買取契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るものを除く。）に虚偽があること、(ii)本新株予約権買取契約に定める誓約事項に違反したこと、(iii)本新株予約権買取契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るもの）に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は悪影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、(iv)本新株予約権の行使に重大な悪影響を与える国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、(v)当社及びその企業集団内の各会社が当社の株主から紛争（法的手続を含むがこれに限定されない。）の具体的なおそれを示す意思表示に係る通知を受領したこと(vi)東証が、当社の株式につき、(イ)監理銘柄または上場廃止銘柄に指定すること、(ロ)東証において売買停止とすること、(ハ)取引制限（一時的な取引制限を含む）を課すことのいずれかの措置を行い又は行う可能性があること、(vii)不可抗力により本新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生し、又は合理的に発生する可能性がある」と割当予定先が判断したことである。
--	---

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,359,000株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。） 但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号⑥に定める場合、適用日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（本項第(2)号に定義する。但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初847.8円とする。 2 行使価額の修正 行使価額は、2026年8月25日（同日を含む。）以後、修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。 3 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づき、当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。
 この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。
- $$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$
- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

	(3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。 ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。 ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。 ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
--	--

	(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。 ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。 ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。 ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。 (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。 (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,008,853,630円 (注) 全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月24日から2029年8月23日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 インスペック株式会社 管理部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 仙台支店

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1か月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものをいう。 「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。 (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。 (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。 (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。当社又はその関連会社又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の当社以外の第三者に対する譲渡については、事前に当社の書面による承諾を要するものとする旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

（1）本第三者割当の目的

当社は2023年5月に「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」というパーパスを新たに策定し、その実現に向けて事業活動を推進しております。その中核をなす事業分野は、半導体パッケージ基板及び精密フレキシブル基板向けの検査装置関連事業であります。

半導体パッケージ基板市場においては、近年、国内外でAIデータセンター（以下「AIDC」といいます。）向けの投資が活発に行われており、高性能半導体パッケージ基板の需要は高水準で推移しております。これに伴い、半導体パッケージ基板のチップレット化・微細配線化が進展しており、製品品質を確保するための検査工程の重要性が一層高まっております。その結果、当社が提供する半導体パッケージ基板向け検査装置の需要も堅調に推移しております。

当社は原則として受注生産方式を採用しておりますが、お客様からの入金を受注後平均して6～12か月程度である一方、製品製造に必要な部材の仕入れ及び支払いは受注後2～6か月の間に発生します。そのため、事業拡大局面では先行支払いが増加し、一次的に営業キャッシュフローがマイナスとなる場合があります。特に、一定期間にまとまった受注を獲得した場合には、多額の運転資金を必要といたします。

また、AIDC投資の拡大を背景として、サーバー向けメモリの需要が増加していることから、半導体メーカーでは高付加価値製品向けへの生産シフトが進んでおります。この結果、パーソナルコンピュータ向けのメモリの供給が相対的に抑制される状況に加え、AI搭載機器の普及に伴う1台当たりのメモリ搭載容量が増加も相まって、需給逼迫の状況が継続しております。このため、メモリ価格は上昇傾向にあり、当社の検査装置を構成する主要部材の調達コストも上昇していることから、運転資金需要が増加しております。

さらに、当社は2025年7月に最先端の半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズをリリースいたしました。今後は、微細化・高密度化する配線パターンに対応する高精度検査技術の開発をさらに加速するとともに、AI技術を活用した画像処理の高度化及び検査処理の高速化を推進してまいります。また、配線パターンの欠陥修復を行うリペア装置「LX7000」についても同月にリリースしており、現在も機能向上に向けた研究開発を継続しております。

これら最先端の半導体パッケージ基板検査装置及びリペア装置について、継続的な研究開発を推進し、製品競争力を一層強化していくためには、今後も相応の研究開発投資が必要となります。

当社は、2026年3月13日付け「第三者割当による第13回及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使期間満了に伴う取得と消滅に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、第13回及び第14回新株予約権が行使期間満了により消滅いたしました。

2021年4月7日に発行した第12回新株予約権（2022年10月6日行使完了）、第13回及び第14回新株予約権の発行時の資金使途については、当初、以下の合計1,683百万円に充当としておりました。

- ① 技術開発費：200百万円
- ② デモ機製作費：250百万円
- ③ 市場開拓費用：100百万円
- ④ 設備投資費用：850百万円
- ⑤ 運転資金：283百万円

しかしながら、実際の行使により調達できた資金は243百万円にとどまり、その全額を⑤運転資金に充当いたしました。この結果、③市場開拓費用及び⑤運転資金の不足分につきましては、自己資金及び借入金により対応しております。

また、①技術開発費及び②デモ機製作費は、新事業であるロールtoロール型直描露光装置に係る費用として計画していたものでありますが、2025年3月14日付け「露光装置事業からの撤退、特別損失の計上、業績予想の修正及び剰余金の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」にて開示したとおり、当社は当該事業から撤退しております。その結果、当該事業に関連する技術開発及びデモ機製作等の計画は中止となり、これらの資金使途については充当の必要がなくなりました。

さらに、④設備投資費用についても、露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた開発要員の増員計画を見直したことから、本社増築計画を一旦見送っております。このため、現時点においては当該資金を充当する必要性がなくなっております。

露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた設備投資及び関連開発投資に係る資金需要は減少した一方で、既存事業の成長及び競争力強化に必要な運転資金並びに研究開発資金の需要は高まっております。こうした事業環境及び資金需要の変化を踏まえ、当社は、運転資金及び研究開発資金を中心とした資金需要に対応するため、本第三者割当を実施するものであります。

(2) 本第三者割当の概要及び選択理由

本第三者割当は、当社が割当予定先に対して本新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使に伴い段階的な資金を調達することで、財務基盤の強化及び資本の充実を図ることを目的とするものです。

当社は、各種資金調達手法について比較・検討を行うに当たり、当社の資金需要に応じて機動的な資金調達が可能であるかを重視し、「＜本資金調達方法のデメリット＞」及び「＜他の資金調達方法との比較＞」に記載の内容を総合的に勘案した結果、本新株予約権による資金調達が、当社の資金需要に対応しつつ、財務戦略上の柔軟性を確保できる最適な資金調達手法であると判断いたしました。

＜本資金調達方法のメリット＞

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に定める2,359,000株で固定されており、市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。

なお、株式分割その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従い調整が行われます。

② 取得条項

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、取締役会決議に基づき、本新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、割当予定先に対して1か月前までに通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。これにより、将来的に当社の資金需要が減少した場合や資本政策の方針に変更が生じた場合等には、本新株予約権を取得することで希薄化の進行を抑制することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保することができます。

③ 行使停止条項

本新株予約権買取契約には行使停止条項が定められる予定です。当社は、割当予定先に対し1週間前までに通知することにより、当社の裁量で本新株予約権の行使を停止させることができ、また、その後、当社の裁量により停止を解除して行使を再開させることが可能です。これにより、市場環境や株式需給の状況等を踏まえながら、希薄化の進行時期を一定程度コントロールすることができる設計となっております。

なお、当社が本新株予約権の行使停止又はその解除を決定した場合には、適時適切に開示いたします。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社の書面による事前承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価の変動に応じて行使価額が修正される仕組みであり、かつ、行使価額の上限が設定されていないことから、株価が上昇した場合には、当社の想定を上回る資金を調達できる可能性があります。

⑥ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式について、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外に所在する機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識する海外機関投資家に対し、市場外取引により売却していく意向である旨を表明する予定です。

また、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却する場合には、当社が契約違反の状態にある場合その他一定の例外的な場合を除き、当社の書面による事前承諾を要する旨を定める予定です。

このような仕組みにより、割当予定先による市場内での売却に一定の制限が設けられることから、本新株予約権の行使に伴う株式の供給が市場に与える影響の抑制が期待されます。もっとも、割当予定先が市場外で海外機関投資家に売却した株式については、その後、当該海外機関投資家により市場内で売却される可能性があります。

＜本資金調達方法のデメリット＞

① 本新株予約権の行使に伴う希薄化

本新株予約権の目的となる株式数は発行当初から2,359,000株で固定されており、潜在株式数が市場株価の変動によって増加することはありません。しかしながら、本新株予約権が行使された場合には、新株の発行により発行済株式総数及び議決権総数が増加するため、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化が生じます。

② 不特定多数の投資家からの資金調達機会の限定

本資金調達は第三者割当の方式により実施されるため、公募増資等のように不特定多数の投資家を対象として広く資金調達を行う手法と比較した場合、資金調達先が限定されることとなります。

③ 株価低迷時における行使の不確実性及び資金調達額未達のリスク

本新株予約権は、株価水準に応じて行使価額が修正される仕組みであることから、株価が当初行使価額を下回って推移した場合には、行使が行われたとしても資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

また、株価が長期間にわたり本新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移した場合や、その他市場環境等の要因により割当予定先による行使が進まない場合には、本新株予約権の全部又は一部が行使されず、資金調達額が当初想定額を大幅に下回る可能性があります。

＜他の資金調達方法との比較＞

当社は、本第三者割当の実施に当たり、以下の資金調達手法についても検討を行いました。それぞれ記載した理由により、本新株予約権の発行による資金調達が当社にとって最適な手法であると判断いたしました。

① 公募増資

公募増資は、発行時に資金を一括して調達することができる手法であるものの、新株発行に伴う希薄化が一度に発生するため、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資は、既存株主に新株の引受機会を提供できる一方で、調達額が既存株主の応募状況に左右されるため、当社が必要とする資金を確実に調達できるとは限りません。そのため、当社の資金需要に応じた資金調達を行う観点から、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

③ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、迅速かつ確実な資金調達が可能な手法であるものの、公募増資と同様に、新株発行時に希薄化が一度に発生することから、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者との元引受契約を前提とするコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を伴わないノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコスト負担が大きくなることが想定されることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が既存株主又は新株予約権を取得した投資家による権利行使の状況に左右されるため、当社の資金需要に応じた資金調達を確実に行うことが困難であると考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、一時に資金を調達できる手法である一方、転換が進まない場合には負債として残存することとなり、財務負担が継続する可能性があります。

また、転換を促進するために修正条項を付した場合には、転換価額に応じて交付株式数が変動する構造となるため、転換完了まで最終的な希薄化規模が確定せず、株価への影響に対する懸念が生じます。このため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

⑥ 社債又は借入による資金調達

社債又は金融機関等からの借入れによる資金調達は、既存株主の持分に希薄化を生じさせないというメリットがある一方で、調達額の全額が負債として計上されるため、財務レバレッジの上昇や財務健全性の低下を招く可能性があります。

当社は財務基盤の強化も重要な経営課題であると認識していることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

以上を総合的に勘案した結果、本新株予約権による資金調達、当社の資金需要に対応しつつ、資本政策上の柔軟性を確保できる最も適した手法であると考え、本資金調達方法を選択いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権買取契約には、上記「（注）1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由（2）本第三者割当の概要及び選択理由」に記載した内容が含まれます。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

8. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

10. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,008,853,630	9,750,000	1,999,103,630

- （注） 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（8,893,430円）に、本新株予約権が当初行使価額で全て行使されたとした場合に払い込むべき金額の合計額（1,999,960,200円）を合算した金額です。差引手取概算額は、払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、主に、新株予約権算定評価報酬費用、株式事務手数料・変更登記費用等、弁護士費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

本新株予約権が全て行使された場合、本第三者割当による手取概算額は1,999,103,630円となる予定であり、その具体的な使途は現時点において以下のとおり予定しております。

なお、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、実際の調達額は確定しておらず、調達資金の額は想定額と異なる可能性があります。

資金使途	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	受注の増加及び部材高騰に対応するために必要な運転資金	1,499	2026年9月～2028年4月
② 研究開発資金	次世代向け検査装置及びリペア装置開発のための研究開発資金	500	2026年9月～2028年4月
合 計		1,999	

- （注） 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 運転資金

半導体パッケージ基板市場においては、国内外におけるAIDC向け投資の拡大を背景として、高性能半導体パッケージ基板の需要が高水準で推移しております。これに伴い、半導体パッケージ基板のチップレット化や微細配線化が進展しており、製品品質を確保するための検査工程の重要性が一層高まっております。

このような市場環境のもと、当社が製造・販売する半導体パッケージ基板向け検査装置に対する需要も堅調に推移しており、当社製品に対する商談及び引合いは活発な状況が継続しております。

当社の事業は、半導体パッケージ基板の先端製品を対象とした検査装置の開発・製造を中核としております。当社製品を導入する顧客の多くは、次世代又は次々世代製品の研究開発や量産立上げを目的としており、受注案件の多くが顧客仕様に応じた高性能なカスタム検査装置となります。このため、装置の製造にあたっては、精密な装置設計のみならず、次世代検査システムを実現するためのソフトウェア開発やアルゴリズムの高度化などの技術開発を伴います。

その結果、当社が製造原価として計上する費用には、部材費や外注加工費に加え、将来の受注案件にも活用可能な技術開発要素が多く含まれております。これらの技術資産は、その後の新規案件や受注拡大に活用されることで、競争力の向上及び売上成長に寄与するものと考えております。

当社は原則として受注生産方式を採用しているため、受注から検査装置の納入及び代金回収まで一定の期間を要する一方、部材の仕入代金や外注加工費等については受注後比較的早期に支払いが発生いたします。また、前述のとおり、案件の遂行に際しては技術開発を伴う設計・開発投資が必要となることから、受注拡大に伴い運転資金需要も増加する傾向にあります。

さらに、当社製品の主要部材については、メモリ価格の上昇等を背景として調達コストが上昇しており、安定調達及び適正在庫の確保に係る資金需要も増加しております。

これらの状況を踏まえ、調達資金のうち1,499百万円を、2026年9月から2028年4月までの期間における材料仕入代金、外注加工費、人件費及び技術開発を伴う案件遂行のための運転資金に充当する予定であります。

② 研究開発資金

当社は、最先端の半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズについて継続的な研究開発を進めております。具体的には、半導体パッケージ基板の微細化・高密度化に対応するため、高精度な検査技術の高度化に取り組むとともに、AI技術を活用した画像処理及び検査処理の高速化を推進しております。

今後も市場競争力の維持・向上を図り、顧客ニーズに対応した製品開発を継続していくため、調達資金のうち500百万円を、2026年9月から2028年4月までの期間における研究開発費に充当する予定であります。

主な内容として、検査アルゴリズムの高度化、AI画像処理技術の開発、人材採用及び開発設備への投資等を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

当社は、2026年8月5日開催の取締役会の決議を行った日から一定期間(具体的には、本新株予約権買取契約においては、本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間)、割当予定先又は割当予定先の関連会社を相手方とする場合及び本新株予約権に関する場合を除き、株式(優先株、普通株、その他の種類を問わない。)、株式に転換可能な金融商品(転換社債、新株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されない。)、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式(又は株式類似の)商品について、次の①又は②のいずれかに該当する場合又は当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行又は付与に該当しない限り、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、勧誘を行ったり、他社との間で協議、交渉又は合意をしないことを、本新株予約権買取契約において誓約する予定です。

- ① 当社が割当予定先に対して、本資金調達取引が速やかに実行されなければ、当社に以下のいずれかの事由が発生する可能性があることについて、書面により通知をしてから14日が経過した場合、支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準ずる法的整理もしくは更生手続の申立てがなされ、又は裁判所もしくは所轄官庁によりこれらの手続開始の予備的措置がとられること
- ② 割当予定先が、割当予定先又は割当予定先の関連会社のいずれもが、買取会社、融資提供者、アドバイザー、アレンジャー、ブックランナー、プレースメント・エージェント、仲介者、ブローカー又はカウンターパーティーとして本資金調達取引に参加する意向がないことを書面により確認した場合

優先交渉権について

当社は、発行決議日以降、本新株予約権が全て行使され、又は取得その他の理由により残存しなくなった日から2年後の日までの期間、エクイティ性の資金調達の実施について、割当予定先以外の第三者との間で検討を開始した時点で割当予定先と誠実に協議し、割当予定先に優先的に検討及び協議を行う権利を与えることを、本新株予約権買取契約において合意する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	Cantor Fitzgerald Europe
所在地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	Chief Executive Officer Andrew Michael Shortland
資本金	81.2百万米ドル（12,816百万円）（2024年12月31日時点）（注1）
事業の内容	証券業
主たる出資者及び出資比率	Cantor Fitzgerald Services LLP, 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%

- （注）1 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特記している場合を除き、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。
- 2 金額は便宜上、2026年8月4日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル＝157.83円（株式会社三菱UFJ銀行公示仲値）に換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係	記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
資金関係	記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
技術又は取引関係	記載すべき技術又は取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、複数の証券会社及び投資家からの提案をもとに資金調達方法を検討してまいりました。その中で、キャンターフィッツジェラルド証券とは2026年4月初旬頃から資金調達方法に関する具体的な相談を行ってまいりました。当社は、2026年6月4日に、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、割当予定先から本第三者割当に關する具体的な提案を受領しました。

キャンターフィッツジェラルド証券を通じて本第三者割当の提案を行った割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しており、これにより海外機関投資家による当社への投資機会の拡大が期待できます。

また、割当予定先及びキャンターフィッツジェラルド証券が属するCantor Fitzgeraldグループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を有するグローバル金融グループであり、7,000社を超える広範な機関投資家ネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門において、テクノロジー領域を最注力分野の一つとしております。

当社としては、キャンターフィッツジェラルド証券及び割当予定先が、当社の事業内容、成長戦略及び資金需要について深い理解を有していることに加え、グローバル市場において広範なネットワークを有し、かつテクノロジー分野において深い知見を有するCantor Fitzgeraldグループに属する割当予定先を本新株予約権の割当予定先として選定することにより、海外機関投資家による当社への投資機会の拡大に加え、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながるものと判断いたしました。

その上で、割当予定先との面談及び協議・交渉の過程で設計された本第三者割当のスキーム及び諸条件等が、当社の資金調達ニーズを含む幅広いニーズを満たすものであると判断したことから、当社は、2026年6月8日に、最終的に当該割当予定先を本新株予約権の割当予定先として選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,359,000株です。

なお、当該数値は、本新株予約権が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第19回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の行使価額において全て行使された場合に交付される当社普通株式の数であります。

e. 株券等の保有方針及び行使制限措置

割当予定先とは、本新株予約権割当契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定です。また、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するためには、原則として当社の事前の書面による承諾が必要とされますが、当社による本新株予約権割当契約上の義務又は誓約の違反、当社の表明保証違反、当社に関する倒産手続開始の申立てその他の信用不安事由、東証による監視銘柄指定又は整理銘柄指定、売買停止若しくは売買規制、本新株予約権の行使に悪影響を及ぼす金融、為替、政治若しくは経済上の重大な変化等が発生した場合等一定の例外的な場合には、当該時点で割当予定先が保有する当社株式については、かかる承諾を要しないものとされる予定です。

また、割当予定先にとって、本新株予約権の取得は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思はなく、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して、市場外で売却していく意向であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思が一切ないことの説明をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。また、本新株予約権自体について転売等の予定はありませんが、仮に譲渡する場合には事前の当社の書面による承諾が必要となります。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点（2026年8月21日）における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されている割当予定先の2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断しております。

なお、割当予定先より直近の財産の状況を確認できる資料は受領していませんが、割当予定先は英国のFCAの認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しており、本日現在においても、割当予定先の流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識していません。

加えて、割当予定先の属するCantor Fitzgeraldグループの中核会社であるCantor Fitzgerald & Co.について、同社が米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）への報告に関連して公表しているErnst & Youngによる監査済財務書類を確認しており、2025年12月31日時点において、現金及び現金同等物198.4百万米ドル、金融商品5,451.4百万米ドル、総資産18,578.9百万米ドルを有していることを確認しております。

また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。さらに、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。

したがって、当社としては、割当予定先がグループとしても十分な資力を有していると考えられ、本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使を滞りなく行うために必要な資力の確認としては、上記の確認結果及び口頭での報告結果をもって十分であると判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgeraldグループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、以下、「FCA」といいます。）の認可及び規制を受けており、英国において、FCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先及びその役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しており、割当予定先の関係者において反社会的勢力との関係がないことを確認している旨の確認書を東証に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾を得る必要である旨が定められる予定です。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、承諾の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本新株予約権買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年8月4日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（68.3%）、予定配当額（0円／株）、無リスク利子率（評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する日本国債の市場利回りを参考に算定した利子率を採用。）（1.8%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権1個当たり377円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額としています。

また、本新株予約権の行使価額は、各修正日において、当該修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正される設計となっています。このように、修正日直前の終値ではなく、前週の最終取引日の終値を基準とする週次の修正方式を採用したのは、行使価額を各週において一定の水準に固定することにより、割当予定先が一定期間における行使判断及び行使により取得する当社普通株式の売却計画を立てやすくし、短期的な株価変動によって本新株予約権の行使が停滞する可能性を低減することで、本新株予約権の行使の蓋然性及び当社による資金調達機の機動性を確保するためです。

当該算定方法によった場合、前週の最終取引日から修正日までの間に当社普通株式の株価が上昇したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の90%に相当する金額を下回る可能性があります。他方、当該期間中に当社普通株式の株価が下落したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の90%に相当する金額を上回る可能性があります。したがって、当該算定方法は、修正日直前の株価との関係で常に割当予定先に有利な行使価額を設定することを目的とするものではなく、行使価額を一定期間固定することによって、行使の蓋然性を確保することを目的とするものです。また、修正後の行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める下限行使価額を下回ることはありません。

修正後の行使価額を前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額としたのは、割当予定先が、本新株予約権の行使判断を行ってから、行使により取得する当社普通株式の売却を完了するまでの間に負担する株価変動リスク、当社普通株式の流動性及び売却執行に伴うリスク等を考慮しつつ、本新株予約権の行使に係る経済的合理性を確保し、その行使を促進するためです。ディスカウントを設定しない場合又はディスカウント率をより低い水準とした場合には、行使判断後の株価下落等により割当予定先による行使の経済的合理性が失われ、本新株予約権の行使が進まず、当社が必要とする資金を適時かつ機動的に調達できない可能性が高まると考えられます。

当社は、割当予定先との協議に加え、割当予定先が、過去に複数の国内上場会社が発行した新株予約権について、同一又は実質的に同一の週次の行使価額修正及び10%のディスカウントを含む条件で引受け及び行使を行った実績を有していることも踏まえ、当該修正方式及びディスカウント率は、本資金調達の実行可能性及び行使の蓋然性を確保する一方、当社普通株式の株価及び既存株主への影響にも配慮したものであり、合理的な条件であると判断しました。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価格を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役会から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、また、上記のような取締役会の判断過程についても不合理な点は認められないことから、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量等及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は2,359,000株（議決権23,590個相当）であり、2026年4月30日現在の当社発行済株式総数4,012,800株に対して58.79%、2026年4月30日現在の当社議決権総数40,069個に対して58.87%です。これにより、既存株主様におきましては、本第三者割当により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じます。しかしながら、本第三者割当により、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

なお、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から独立した者として、柴田堅太郎氏（弁護士、LBX法律事務所）、当社社外監査役である藤田幸治氏及び当社社外取締役である小林英明氏の3名によって構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、当社の社外監査役及び社外取締役を委任することを除いては本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はありません。本第三者委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、「6 大規模な第三者割当の必要性（3）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は2,359,000株（議決権23,590個相当）であり、2026年4月30日現在の当社発行済株式総数4,012,800株に対して58.79%、2026年4月30日現在の当社議決権総数40,069個に対して58.87%です。したがって、希薄化率が25%以上となることから、本新株予約権の割当は大規模な第三者割当に該当いたします。割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23－6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
Cantor Fitzgerald Europe	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU	—	—	2,359,000	37.06
緒方 顯吉	福岡市中央区	224,000	5.59	224,000	3.52
菅原 雅史	秋田県仙北市	151,980	3.79	151,980	2.39
塩谷 亮子	福岡県大牟田市	95,400	2.38	95,400	1.50
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	90,400	2.26	90,400	1.42
高橋 喜一	新潟県南魚沼市	89,200	2.23	89,200	1.40
小林 晃	秋田県仙北市	82,269	2.05	82,269	1.29
後藤 秀彰	東京都目黒区	70,000	1.75	70,000	1.10
株式会社滋慶	大阪府大阪市中央区島之内1丁目10番15号	52,200	1.30	52,200	0.82
高橋 秋男	秋田県大仙市	50,900	1.27	50,900	0.80
計	—	906,349	22.62	3,265,349	51.29

- （注）1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年4月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. Cantor Fitzgerald Europeの「割当後の所有株式数」は、「所有株式数」に記載した株式数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数を加算した数を記載しています。
5. Cantor Fitzgerald Europeは、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

- （1）大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第19回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由」に記載のとおりです。

（2）大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「3 発行条件に関する事項（2）発行数量等及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

（3）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は2,359,000株（議決権23,590個相当）であり、2026年4月30日現在の当社発行済株式総数4,012,800株に対して58.79%、2026年4月30日現在の当社議決権総数40,069個に対して58.87%です。したがって、希薄化率が25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。当社は、本第三者割当による調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではない一方で、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業より紹介を受けた当社と利害関係のない社外有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、LBX法律事務所）、当社社外監査役である藤田幸治氏及び当社社外取締役である小林英明氏の3名によって構成される本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年8月4日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（意見の概要）

第1 本第三者委員会の意見

本第三者委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本第三者割当には必要性及び相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

第2 意見の理由及び検討内容

1 本第三者割当の必要性

（1）本第三者割当を実施する目的及び理由

① 当社の中核事業の市場環境

当社は、2023年5月に「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」というパーパスを策定し、その実現に向けて事業活動を推進している。当社の中核事業は、半導体パッケージ基板及び精密フレキシブル基板向けの検査装置関連事業である。半導体パッケージ基板市場においては、近年、国内外においてAIデータセンター（以下「AIDC」という。）向けの投資が拡大しており、高性能半導体パッケージ基板に対する需要は高い水準で推移している。また、半導体パッケージ基板のチップレット化・微細配線化が進展する中で、製品品質を確保するための検査工程の重要性は一層高まっている。こうした市場環境を背景として、当社が提供する半導体パッケージ基板向け検査装置についても需要は堅調に推移している。

② 受注構造及び部材高騰に伴う運転資金需要の増加

当社は、原則として受注生産方式を採用しているが、顧客からの代金回収は受注後平均して6～12か月程度を要する一方、製品製造に必要な部材の調達に係る支払いは受注後2～6か月の間に発生する。そのため、受注が拡大する局面においては、部材調達に係る先行支払いが増加し、一時的に営業キャッシュフローがマイナスとなる場合がある。特に、一定期間に集中して受注を獲得した場合には、多額の運転資金を必要とする。

また、AIDC投資の拡大を背景として、サーバー向けメモリの需要が増加しており、半導体メーカーにおいては高付加価値製品への生産シフトが進んでいる。その結果、パーソナルコンピュータ向けメモリの供給が相対的に抑制されていることに加え、AI搭載機器の普及に伴う1台当たりのメモリ搭載容量の増加も相まって、メモリ需給の逼迫が継続している。このような状況を受け、メモリ価格は上昇傾向にあり、当社の検査装置を構成する主要部材の調達コストも増加している。これに伴い、部材調達に必要となる資金も増加しており、当社の運転資金需要は従前と比較して高まっている。

③ 最先端装置「SX7000」「LX7000」の展開

さらに、当社は、2025年7月に最先端の半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズをリリースした。今後、微細化・高密度化が進展する配線パターンに対応するため、高精度検査技術の開発を一層加速するとともに、AI技術を活用した画像処理の高度化及び検査処理の高速化を推進する予定である。また、当社は、

配線パターンの欠陥修復を行うリペア装置「LX7000」についても、同月にリリースしており、さらなる機能向上に向けた研究開発を継続している。これらの半導体パッケージ基板検査装置及びリペア装置について、今後とも継続的な研究開発を推進し、製品競争力を一層強化していくためには、相応の研究開発投資が必要となる。

④ 過去の新株予約権による資金調達状況

当社は、2026年3月13日付け「第三者割当による第13回及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使期間満了に伴う取得と消滅に関するお知らせ」にて開示したとおり、第13回及び第14回新株予約権について、行使期間満了に伴い取得及び消滅した。

2021年4月7日に発行した第12回新株予約権（2022年10月6日行使完了）並びに第13回及び第14回新株予約権の発行時における資金使途については、当初、合計1,683百万円（技術開発費200百万円、デモ機製作費250百万円、市場開拓費用100百万円、設備投資費用850百万円及び運転資金283百万円）を充当する予定としていた。

しかしながら、実際の新株予約権の行使により調達できた資金は243百万円にとどまり、その全額を運転資金に充当した。その結果、市場開拓費及び運転資金の不足分については、自己資金及び借入金により対応している。

また、上記のとおり資金使途としていた技術開発費及びデモ機製作費については、新事業として計画していたロールtoロール型直描露光装置に係る費用として想定していたものであるが、2025年3月14日付け「露光装置事業からの撤退、特別損失の計上、業績予想の修正及び剰余金の配当予想の修正に関するお知らせ」にて開示したとおり、当社は当該事業から撤退している。これに伴い、当該事業に関連する技術開発及びデモ機製作等の計画は中止となり、当該資金使途に充当する必要性は消滅した。

さらに、設備投資費用についても、露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた開発要員の増員計画を見直したことから、本社増築計画を一旦見送っている。そのため、当初想定していた設備投資費用としての資金需要は現時点で生じていない。

⑤ 資金調達の必要性

露光装置事業からの撤退に伴い、当初想定していた設備投資及び当該事業に関連する開発投資に係る資金需要は消滅又は減少した。一方で、既存の半導体パッケージ基板及び精密フレキシブル基板向けの検査装置関連事業については、AIDC投資の拡大等を背景とした需要拡大への対応及び製品競争力の強化に向け、必要となる運転資金及び研究開発資金の需要が増加している。

当社は、このような事業環境及び資金需要の変化を踏まえ、今後の受注拡大への対応並びに継続的な技術開発及び製品開発を推進するために必要となる運転資金及び研究開発資金を確保することを目的として、本第三者割当を実施するものである。

（2）本第三者割当により調達する資金の具体的な使途

本新株予約権が全て行使された場合、本第三者割当による差引手取額は1,999,103,630円となる予定であり、その具体的な使途は現時点において以下のとおり予定している。

なお、本新株予約権の行使はCFEの裁量に委ねられていることから、実際の行使状況によって調達額は変動する可能性があり、最終的な調達額は上記想定額と異なる可能性がある。

資金使途	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①運転資金	受注の増加及び部材高騰に対応するために必要な運転資金	1,499	2026年9月～2028年4月
②研究開発資金	次世代向け検査装置及びリペア装置開発のための研究開発資金	500	2026年9月～2028年4月
合 計		1,999	

- （注）1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額である。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性がある。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定である。

各資金使途についての詳細は以下のとおりである。

① 運転資金（1,499百万円）

半導体パッケージ基板市場においては、国内外におけるAIDC向け投資の拡大を背景として、高性能半導体パッケージ基板の需要が高水準で推移している。これに伴い、半導体パッケージ基板のチップレット化及び微細配線化が進展しており、製品品質を確保するための検査工程の重要性は一層高まっている。

このような市場環境のもと、当社が製造・販売する半導体パッケージ基板向け検査装置に対する需要も堅調に推移しており、当社製品に対する商談及び引合いは活発な状況が継続している。

当社の事業は、半導体パッケージ基板の先端製品を対象とした検査装置の開発・製造を中核としている。当社製品を導入する顧客の多くは、次世代又は次々世代製品の研究開発及び量産立上げを目的としており、受注案件の多くは顧客仕様に応じた高性能なカスタム検査装置となる。このため、装置の製造にあたっては、精密な装置設計に加え、次世代検査システムを実現するためのソフトウェア開発やアルゴリズムの高度化等の技術開発を伴う。

その結果、当社の製造原価として計上する費用には、部材費や外注加工費のみならず、将来の受注案件にも活用可能な技術開発要素が多く含まれている。当社は、これらの技術資産をその後の新規案件や受注拡大に活用することが、競争力の向上及び売上成長に寄与するものと考えている。

また、当社は、原則として受注生産方式を採用しているため、受注から検査装置の納入及び代金回収まで一定の期間を要する一方、部材の仕入代金や外注加工費等については受注後比較的早期に支払いが発生する。加えて、案件遂行に際しては技術開発を伴う設計・開発投資が必要となることから、受注拡大に伴い運転資金需要も増加する傾向にある。

さらに、当社製品の主要部材については、メモリ価格の上昇等を背景として調達コストが上昇しており、安定的な部材調達及び適正在庫の確保に係る資金需要も高まっている。

以上の状況を踏まえ、調達資金のうち1,499百万円については、2026年9月から2028年4月までの期間における材料仕入代金、外注加工費、人件費及び技術開発を伴う案件遂行に係る運転資金に充当する予定である。

② 研究開発資金（500百万円）

当社は、半導体パッケージ基板検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズについて、継続的な研究開発を進めている。具体的には、半導体パッケージ基板の微細化・高密度化に対応した高精度検査技術の高度化に加え、AI技術を活用した画像処理及び検査処理の高速化に向けた開発を進めている。

今後もAIDC向け投資の拡大等に伴う高性能半導体パッケージ基板への需要増加に対応し、顧客ニーズに適合した製品開発を継続するとともに、当社製品の競争力を一層強化するため、調達資金のうち500百万円を、2026年9月から2028年4月までの期間における研究開発費に充当する予定である。

具体的には、検査アルゴリズムの高度化、AI画像処理技術の開発、人材採用及び開発設備への投資等に充当する予定である。

（3）検討

当委員会は、当社より、本第三者割当の必要性について、大要、以下の事項の説明を受けた。

すなわち、当社からは、①当社の主要市場である半導体パッケージ基板市場において、国内外におけるAIDC向け投資の拡大やチップレット化等の技術進歩を背景として、当社の中核事業である検査装置に対する需要は堅調に推移していること、②一方で、当社は原則として受注生産方式を採用しており、顧客からの入金は受注後平均して6～12か月程度を要するのに対し、部材仕入れ等に係る支払いは受注後2～6か月の間に発生するため、受注拡大局面においては多額の先行運転資金が必要となること、③加えて、主要部材であるメモリ等の需給逼迫に伴う調達コストの上昇により、運転資金需要が増加していること、④最先端検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズの競争力維持・強化に向け、継続的な研究開発投資が必要であること、⑤これに対し、過去に発行した第12回、第13回及び第14回新株予約権については、当初計画していた資金使途の総額が1,683百万円であったところ、実際の行使により調達できた資金は243百万円にとどまり、不足分については自己資金及び金融機関からの借入れ（メインバンクである秋田銀行を中心とするシンジケートローン）により対応してきたこと、その結果、借入残高がピーク時には約19億円に達するなど、借入依存度が高まったこと、⑥さらに、2025年3月に露光装置事業から撤退したことに伴い、当初計画していた露光装置関連の技術開発・デモ機製作及び本社増築計画等の設備投資計画を見直し、既存の中核事業に経営資源を集中させる必要性が高まっていること、等の説明があった。

本第三者委員会は、以上の当社の説明に関連して、本第三者割当の方法の相当性、資金使途の算定根拠、本第三者割当に伴う希薄化への評価及び本第三者割当後のエクイティファイナンスの方針等について質問を行った。当該質問に対する当社の回答は、現在の事業環境及び資金需要を踏まえたものであり、また、過去の新株予約権による資金調達の実績及び既存事業における需要動向を考慮した上で資金使途を設定していることを示すものであったことから、本第三者委員会が入手した情報の範囲において、特段不合理な点は認められなかった。

当社の事業環境及び資金需要の状況に鑑みれば、追加の銀行借入れのみに依拠するのではなく、本第三者割当により、既存事業の成長に必要となる運転資金（1,499百万円）及び研究開発資金（500百万円）を確保し、財務基盤を維持しながら、検査装置事業の成長及び競争力強化を図るという当社の経営方針には合理性が認められる。

また、当社の受注案件の多くは、顧客仕様に応じた高性能なカスタム検査装置の開発・製造であり、その過程においては、技術開発を伴う設計・開発投資等が必要となることから、製造原価には、将来の受注案件にも活用可能な技術開発要素が含まれている。本第三者委員会は、このような技術的知見の蓄積が当社の競争力の維持・向上及び中長期的な企業価値の向上に資するものであることを踏まえると、本資金調達、単なる運転資金の確保を目的とするものではなく、技術開発を伴う生産活動を支え、中長期的な成長基盤の維持・強化に資する性質を有するものと評価できる。以上の検討を踏まえると、中核事業の成長及び競争力強化に必要な運転資金並びに研究開発資金を確保するため、本第三者割当を実施することが当社の企業価値の向上及び株主利益の確保に資するとの当社の説明には合理性があると考えられる。

したがって、本第三者委員会は、本第三者割当には合理的な必要性が認められると考える。

2 本第三者割当の相当性

（1）本資金調達方法の選択理由

本第三者割当による資金調達の手法（以下「本資金調達方法」という。）の選択理由及び意義をまとめると以下のとおりである。

① 本資金調達方法の概要

本第三者割当は、当社がCFEに対して本新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使に伴い段階的な資金を調達することで、財務基盤の強化及び資本の充実を図ることを目的とするものである。当社は、各種資金調達手法について比較・検討を行うに当たり、当社の資金需要に応じて機動的な資金調達が可能であることを重視し、以下に記載した本資金調達方法のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較等を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社の資金需要に対応しつつ、財務戦略上の柔軟性を確保できる最適な資金調達手法であると判断した。

② 本資金調達方法の特徴

（a）本資金調達方法のメリット

ア 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に定める2,359,000株で固定されており、市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはない。なお、株式分割その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従い調整が行われる。

イ 取得条項

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、取締役会決議に基づき、本新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、割当予定先に対して1か月前までに通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができる。これにより、将来的に当社の資金需要が減少した場合や資本政策の方針に変更が生じた場合等には、本新株予約権を取得することで希薄化の進行を抑制することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保することができる。

ウ 行使停止条項

本第三者割当における新株予約権買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）には行使停止条項が定められる予定である。当社は、割当予定先に対し1週間前までに通知することにより、当社の裁量で本新株予約権の行使を停止させることができ、また、その後、当社の裁量により停止を解除して行使を再開させることが可能である。これにより、市場環境や株式需給の状況等を踏まえながら、希薄化の進行時期を一定程度コントロールすることができる設計となっている。なお、当社が本新株予約権の行使停止又はその解除を決定した場合には、適時適切に開示する。

エ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の承認による事前承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されない。

オ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価の変動に応じて行使価額が修正される仕組みであり、かつ、行使価額の上限が設定されていないことから、株価が上昇した場合には、当社の想定を上回る資金を調達できる可能性がある。

カ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式について、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外に所在する機関投資家（以下「海外機関投資家」という。）であると合理的に認識する者に対し、市場外取引により売却していく意向である旨を表明する予定である。

また、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却する場合には、当社が契約違反の状態にある場合その他一定の例外的な場合を除き、当社の書面による事前承諾を要する旨を定める予定である。

このような仕組みにより、割当予定先による市場内での売却に一定の制限が設けられることから、本新株予約権の行使に伴う株式の供給が市場に与える影響の抑制が期待される。もっとも、割当予定先が市場外で海外機関投資家に売却した株式については、その後、当該海外機関投資家により市場内で売却される可能性がある。

(b)本資金調達方法のデメリット

ア 本新株予約権の行使に伴う希薄化

本新株予約権の目的となる株式数は発行当初から2,359,000株で固定されており、潜在株式数が市場株価の変動によって増加することはない。しかしながら、本新株予約権が行使された場合には、新株の発行により発行済株式総数及び議決権総数が増加するため、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化が生じる。

イ 不特定多数の投資家からの資金調達機会の限定

本資金調達は第三者割当の方式により実施されるため、公募増資等のように不特定多数の投資家を対象として広く資金調達を行う手法と比較した場合、資金調達先が限定されることとなる。

ウ 株価低迷時における行使の不確実性及び資金調達額未達リスク

本新株予約権は、株価水準に応じて行使価額が修正される仕組みであることから、株価が当初行使価額を下回って推移した場合には、行使が行われたとしても資金調達額が当初想定額を下回る可能性がある。

また、株価が長期間にわたり本新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移した場合や、その他市場環境等の要因により割当予定先による行使が進まない場合には、本新株予約権の全部又は一部が行使されず、資金調達額が当初想定額を大幅に下回る可能性がある。

(c)他の資金調達方法との比較

当社が本第三者割当を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりである。

ア 公募増資

公募増資は、発行時に資金を一括して調達することができる手法であるものの、新株発行に伴う希薄化が一度に発生するため、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

イ 株主割当増資

株主割当増資は、既存株主に新株の引受機会を提供できる一方で、調達額が既存株主の応募状況に左右されるため、当社が必要とする資金を確実に調達できるとは限らないため、当社の資金需要に応じた資金調達を行う観点から、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

ウ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、迅速かつ確実な資金調達が可能な手法であるものの、公募増資と同様に、新株発行時に希薄化が一度に発生することから、既存株主への影響及び株価に対する直接的な影響が大きいものと考えられるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

エ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者との元引受契約を前提とするコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を伴わないノンコミットメント型ライツ・オファリングがある。コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコスト負担が大きくなることが想定されることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が既存株主又は新株予約権を取得した投資家による権利行使の状況に左右されるため、当社の資金需要に応じた資金調達を確実に行うことが困難であると考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

オ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、一時に資金を調達できる手法である一方、転換が進まない場合には負債として残存することとなり、財務負担が継続する可能性がある。

また、転換を促進するために修正条項を付した場合には、転換価額に応じて交付株式数が変動する構造となるため、転換完了まで最終的な希薄化規模が確定せず、株価への影響に対する懸念が生じる。このため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

カ 社債又は借入による資金調達

社債又は金融機関等からの借入れによる資金調達は、既存株主の持分に希薄化を生じさせないというメリットがある一方で、調達額の全額が負債として計上されるため、財務レバレッジの上昇や財務健全性の低下を招く可能性がある。

当社は財務基盤の強化も重要な経営課題であると認識していることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断した。

(d) 当社の検討結果

これらに対し、本新株予約権の発行による資金調達は、一般的に段階的に権利行使がなされるため希薄化が緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への急激な悪影響を緩和する効果が期待できる。また、本新株予約権には、割当日の翌日以降、取締役会決議に基づき1か月前までにCFEに通知することで、残存する新株予約権を払込金額と同額で取得可能とする取得条項が付されており、将来的に当社の資金需要の減少や資本政策の方針変更が生じた場合には、希薄化の進行を自律的にコントロールし抑制することが可能である。さらに、当社の裁量でCFEによる本新株予約権の行使を停止又は解除できる行使停止条項が付されており、株式需給への急激な悪影響を緩和するための措置が講じられている。以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、当社の資金需要に対応しつつ、既存株主の利益にもかなうものと判断した。

③ 検討

当社が、半導体パッケージ基板向け検査装置の受注拡大に伴う部材高騰等の先行支出に対応するための運転資金（1,499百万円）、並びに次世代検査装置「SX7000」シリーズ及びリペア装置「LX7000」シリーズ等の競争力維持・強化に向けた研究開発資金（500百万円）を適時適切に確保し、事業基盤の更なる成長及び競争力強化を図るためには、機動的な資金調達手段を確保することが重要である。

本第三者割当は新株予約権による資金調達であることから、公募増資等の一括調達手法と比較すると、資金の調達が段階的となり、本新株予約権の行使が割当予定先であるCFEの判断に委ねられるため、調達の完了時期及び最終的な調達額について不確実性が存在する。また、株価が長期間にわたり下限行使価額を下回る水準で推移した場合等には、行使が進まず、調達額が当初想定額を下回る可能性もある。

もっとも、本新株予約権には、株価の変動に応じて行使価額が修正される行使価額修正条項が付されており、行使価額固定型の新株予約権と比較して、株価状況に応じた行使の可能性を高める設計となっている。また、公募増資等の一括調達手法による場合には、発行時点で大幅な希薄化が生じることとなるのに対し、本新株予約権による資金調達では、行使の進行に応じて段階的に希薄化が生じるため、市場への影響を一定程度抑制することが可能である。

したがって、上記のデメリットを考慮しても、本新株予約権による資金調達は、必要な資金を確保する機動性と、既存株主への影響の抑制を一定程度両立する手法であり、当社がこれを選択することには合理性があると考えられる。

なお、本新株予約権の全部が行使された場合には、当社の普通株式が交付されることとなり、当社の既存株主に相当程度の希薄化（希薄化率58.79%）が生じることとなる。しかしながら、本第三者割当によって調達した資金を活用することにより、当社の既存事業の成長及び競争力強化が図られ、中長期的な企業価値向上を通じて既存株主の利益に資するものと考えられる。

加えて、上記の本第三者割当のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法との比較に関する当社の説明について、特段不合理な点は認められなかった。

したがって、本第三者委員会は、本新株予約権による資金調達が、本資金調達手法として最適な資金調達手法であると考えている。

（２）発行条件等の相当性

① 本新株予約権の払込金額及び行使価額の算定根拠、並びに発行条件の合理性

(a) 当社における検討状況

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼した。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年8月4日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（68.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（評価基準日時点から本新株予約権の権利行使期間満了日までの期間に対応する日本国債の市場利回りを参考に算定した利率を採用。）（1.8%）等について一定の前提を置き、かつ、CFEの権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施した。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権1個当たり377円）を参考に、CFEとの間での協議を経て、当該評価額と同額としている。

また、本新株予約権の行使価額は、各修正日において、当該修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正される設計となっている。このように、修正日直前の終値ではなく、前週の最終取引日の終値を基準とする週次の修正方式を採用したのは、行使価額を各週において一定の水準に固定することにより、CFEが一定期間における行使判断及び行使により取得する当社普通株式の売却計画を立てやすくし、短期的な株価変動によって本新株予約権の行使が停滞する可能性を低減することで、本新株予約権の行使の蓋然性及び当社による資金調達の機動性を確保するためである。

当該算定方法によった場合、前週の最終取引日から修正日までの間に当社普通株式の株価が上昇したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の90%に相当する金額を下回る可能性がある。他方、当該期間中に当社普通株式の株価が下落したときは、修正後の行使価額が修正日直前の終値の90%に相当する金額を上回る可能性がある。したがって、当該算定方法は、修正日直前の株価との関係で常に割当予定先に有利な行使価額を設定することを目的とするものではなく、行使価額を一定期間固定することによって、行使の蓋然性を確保することを目的とするものである。また、修正後の行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める下限行使価額を下回ることではない。

修正後の行使価額を前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額としたのは、CFEが、本新株予約権の行使判断を行ってから、行使により取得する当社普通株式の売却を完了するまでの間に負担する株価変動リスク、当社普通株式の流動性及び売却執行に伴うリスク等を考慮しつつ、本新株予約権の行使に係る経済的合理性を確保し、その行使を促進するためである。ディスカウントを設定しない場合又はディスカウント率をより低い水準とした場合には、行使判断後の株価下落等によりCFEによる行使の経済的合理性が失われ、本新株予約権の行使が進まず、当社が必要とする資金を適時かつ機動的に調達できない可能性が高まると考えられる。

当社は、CFEとの協議に加え、CFEが、過去に複数の国内上場会社が発行した新株予約権について、同一又は実質的に同一の週次の行使価額修正及び10%のディスカウントを含む条件で引受け及び行使を行った実績を有していることも踏まえ、当該修正方式及びディスカウント率は、本第三者割当の実行可能性及び行使の蓋然性を確保する一方、当社普通株式の株価及び既存株主への影響にも配慮したものであり、合理的な条件であると判断した。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価格を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定される本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断した。

また、当社監査役会から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、また、上記のような取締役会の判断過程についても不合理な点は認められないことから、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を得ている。

(b) 検討

本第三者委員会は、本新株予約権の発行価額の妥当性を検討するため、株式会社赤坂国際会計作成の本評価報告書について内容を確認した。本評価報告書の内容につき、特に不合理な点は見受けられなかった。

以上によれば、本新株予約権の発行条件が、当社の市場株価の動向等を踏まえ、CFEと協議を行った結果合意されたものであること、及び合理的な前提の下で作成された本評価報告書の算定結果と整合的であることが認められる。本第三者委員会は、本新株予約権の発行条件の検討過程に不合理な点はないと考える。

② 希薄化についての評価

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は2,359,000株（議決権23,590個相当）であり、2026年4月30日現在の当社発行済株式総数4,012,800株に対して58.79%、2026年4月30日現在の当社議決権総数40,069個に対して58.87%である。これにより、既存株主においては、本第三者割当により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じる。しかしながら、本第三者割当により、上記の資金使途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えている。

なお、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から独立した者として、当社社外監査役である藤田幸治氏、当社社外取締役である小林英明氏及び柴田堅太郎氏（弁護士、LBX法律事務所）の3名によって構成される本第三者委員会を設置した。なお、当社の社外監査役及び社外取締役を委任することを除いては本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はない。本第三者委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明した。

③ 検討

本新株予約権全てが行使された場合、交付される株式数は2,359,000株（議決権23,590個相当）となり、既存株主の持分比率及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じることとなる。

もっとも、本第三者割当により調達された資金は、半導体パッケージ基板向け検査装置の受注拡大に対応するための先行部材調達費及び外注加工費等の運転資金（1,499百万円）、並びに「SX7000」シリーズ及び「LX7000」シリーズ等の次世代技術開発に必要な研究開発資金（500百万円）に充当される予定であり、いずれも当社の将来の収益力向上及び中核事業の競争力強化に資する使途である。

当社は、露光装置事業から撤退し、経営資源を既存の中核事業へ集中させる方針を採っているところ、本第三者割当により成長投資に必要な資金を確保することは、当社の財務基盤の強化及び企業価値の向上に資するものと考えられる。

また、本第三者割当を通じて、受注拡大への対応及び研究開発投資の継続が可能となることにより、中長期的な収益力の向上及び株主価値の向上につながることが期待されることから、既存株主に生じる希薄化による不利益を上回る効果が見込まれるものと考えられる。

さらに、本第三者割当は、一括して株式を発行する公募増資等とは異なり、新株予約権の行使に応じて段階的に希薄化が進行するため、市場への影響を一定程度緩和する効果が期待される。

以上を踏まえると、本第三者割当によって既存株主に生じる希薄化というデメリットは存在するものの、調達資金の必要性及び使途の合理性並びに将来的な企業価値向上への寄与を考慮すれば、当該デメリットを上回るメリットが期待されるものと考えられる。このほか、希薄化に対する考え方についての当社の説明について、本第三者委員会が入手した情報の範囲において特に不合理な点は認められなかった。

本第三者委員会は、以上のとおり、本新株予約権の発行による希薄化の規模は相当程度大きいものの、本第三者割当の目的、調達資金の必要性及び使途の合理性、並びに当該資金による企業価値向上への寄与可能性を踏まえれば、希薄化についての当社の説明には合理性が認められると考える。

したがって、本第三者委員会は、本新株予約権の発行条件は相当であると考えている。

（3）割当予定先の相当性

① 選定理由

当社は、複数の証券会社及び投資家からの提案をもとに資金調達方法を検討してきた。その中で、キャンターフィッツジェラルド証券とは2026年4月初旬頃から資金調達方法に関する具体的な相談を行っていた。当社は、2026年6月4日に、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、CFEから本第三者割当に関する具体的な提案を受領した。

キャンターフィッツジェラルド証券を通じて本第三者割当の提案を行ったCFEは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、CFE又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しており、これにより海外機関投資家による当社への投資機会の拡大が期待できる。

また、CFE及びキャンターフィッツジェラルド証券が属するCantor Fitzgeraldグループは、米国本社を中心に世界各国に拠点を有するグローバル金融グループであり、7,000社を超える広範な機関投資家ネットワークを背景に米国内外でサービスを提供している投資銀行部門において、テクノロジー領域を最注力分野の一つとしている。

当社としては、キャンターフィッツジェラルド証券及びCFEが、当社の事業内容、成長戦略及び資金需要について深い理解を有していることに加え、グローバル市場において広範なネットワークを有し、かつテクノロジー分野において深い知見を有するCantor Fitzgeraldグループに属するCFEを本新株予約権の割当予定

先として選定することにより、海外機関投資家による当社への投資機会の拡大に加え、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、将来的な株主価値の向上につながるものと判断した。

その上で、CFEとの面談及び協議・交渉の過程で設計された本第三者割当のスキーム及び諸条件等が、当社の資金調達ニーズを含む幅広いニーズを満たすものであると判断したことから、当社は、2026年6月8日に、最終的にCFEを本新株予約権の割当予定先として選定するに至った。

なお、本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものである。

② 株券等の保有方針

本新株予約権割当契約において、CFEは、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、CFE又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定である。また、CFEが当社株式を証券取引所市場内で売却するためには、原則として当社の事前の書面による承諾が必要とされるが、当社による本新株予約権割当契約上の義務又は誓約の違反、当社の表明保証違反、当社に関する倒産手続開始の申立てその他の信用不安事由、東証による監視銘柄指定又は整理銘柄指定、売買停止若しくは売買規制、本新株予約権の行使に悪影響を及ぼす金融、為替、政治若しくは経済上の重大な変化等が発生した場合等一定の例外的な場合には、当該時点でCFEが保有する当社株式については、かかる承諾を要しないものとされる予定である。また、CFEにとって、本新株予約権の取得は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思はなく、CFE又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して、市場外で売却していく意向であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思が一切ないことの説明をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けている。また、本新株予約権自体について転売等の予定はないが、仮に譲渡する場合には事前の当社の書面による承諾が必要となる。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じである。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点（2026年8月21日）における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置（CFEが本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含む。）を講じる予定である。

③ 割当予定先の実態

当社において、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されているCFEの2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財務の状況を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みに必要十分な財産を確保しているものと判断している。

なお、CFEのより直近の財産の状況を確認できる資料は受領していないが、CFEは英国のFCAの認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しており、本日現在においても、CFEの流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識していない。

加えて、CFEの属するCantor Fitzgeraldグループの中核会社であるCantor Fitzgerald & Co.について、同社が米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）への報告に関連して公表しているErnst & Youngによる監査済財務書類を確認しており、2025年12月31日時点において、現金及び現金同等物198.4百万米ドル、金融商品5,451.4百万米ドル、総資産18,578.9百万米ドルを有していることを確認している。

また、CFEは、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けている。さらに、本日現在においても、CFEが本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けている。

したがって、当社としては、CFEがグループとしても十分な資力を有していると考えられ、本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使を滞りなく行うために必要な資力の確認としては、上記の確認結果及び口頭での報告結果をもって十分であると判断している。

④ 検討

本新株予約権の行使後の当社株式に関するCFEの保有方針は、純投資目的であり、短期保有を目的とするものである。

もっとも、CFEは、行使により取得した当社普通株式について、海外機関投資家に対して市場外取引により売却していく意向を表明する予定であり、また、CFEが当社普通株式を証券取引所市場内で売却するためには、契約上の義務違反や信用不安事由等の一定の例外的な場合を除き、原則として当社の事前の書面による承諾を要する旨が契約に定められる予定である。

また、CFEの払込み及び権利行使に必要な資力については、英国政府ウェブサイト開示の監査済財務書類等を確認した結果、必要十分な財産を確保しているものと判断されている。直近の財産状況を示す資料は受領していないものの、CFEが英国のFCAの認可及び規制を受ける証券会社であること、グループの中核会社であるCantor Fitzgerald & Co.が2025年12月31日時点において十分な財務基盤を有していること、並びにCFEは取得株式を市場外で海外機関投資家に順次売却することで投資資金を回収する予定であり、資力に関する口頭説明等も受けていること等を総合的に勘案すれば、払込み及び権利行使が滞りなく行われるための財産的基礎は十分に存在すると認められる。

このほか、CFEを割当予定先に選定した経緯及び理由に関する当社の説明について、特に不自然な点は見当たらない。

以上に加え、CFEの役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力と一切の関係を有していないことが確認されていることを踏まえると、CFEを割当予定先に選定することは合理的であると考えられる。

（４）検討

以上の資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、本第三者割当の相当性が十分に認められる。

3 結論

以上から、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考える。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期）（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書提出日（2026年7月17日）以後本有価証券届出書提出日（2026年8月5日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月5日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込書類である第38期有価証券報告書の提出日（2026年7月17日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年8月5日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2026年7月27日提出の臨時報告書）

1（提出理由）

2026年7月24日開催の当社第38回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2（報告内容）

（1）当該株主総会が開催された年月日

2026年7月24日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、菅原雅史、富岡喜栄子、渡辺晃彦、菅原亮太、小林英明、土門孝彰、陶山さなえの7氏を選任する。

第2号議案 第18回ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権200個（うち当社取締役への割当数は60個）を上限として発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案				(注) 1	
菅原 雅史	19,112	484	—		可決 96.98
富岡 喜榮子	19,110	486	—		可決 96.97
渡辺 晃彦	19,142	454	—		可決 97.13
菅原 亮太	19,008	588	—		可決 96.45
小林 英明	19,165	431	—		可決 97.25
土門 孝彰	19,110	486	—		可決 96.97
陶山 さなえ	19,124	472	—		可決 97.04
第2号議案	18,855	740	—	(注) 2	可決 95.68

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2025年5月1日 至 2026年4月30日	2026年7月17日 東北財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年7月17日

インスペック株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 加藤 大佑
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宮澤 勇貴
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

仕掛品（見込生産品）の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

当事業年度末の貸借対照表においては、仕掛品が616百万円計上されており、総資産3,738百万円の約16.5%を占めている。 会社は、主として基板検査装置関連機器の製造及び販売を行っており、受注生産を基本とする一方で、顧客からの納期要請等に対応するため、将来に受注が見込まれる装置について、戦略的に見込み生産を行う場合がある。 見込生産品の評価に当たっては、半導体関連市場の動向や過去の同種装置の販売実績、販売価格、販売までの期間、顧客における製品開発状況及び生産ラインの稼働計画等を踏まえ、顧客との商談の進捗を確認し、正味売却価額及び販売可能性を見積る必要がある。 昨今の市場環境は、AIデータセンター向けを中心とした高性能基板需要が継続している一方で、資材高騰や地政学的リスク等の影響で、顧客の投資計画、製品開発スケジュール、生産ラインの立上げ時期等が大幅に遅延するリスクもあり、必ずしも会社想定通りに販売計画が進捗しない可能性がある。 そのため、見込生産品に係る収益性の判断については、不確実性が高く、経営者による重要な見積り及び判断が含まれ、また、当事業年度の財務諸表に与える金額的重要性も高いことから、当監査法人は、仕掛品（見込生産品）の評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、仕掛品（見込生産品）の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・仕掛品の評価に係る会社の会計方針及び評価プロセスを理解するとともに、見込生産品の販売可能性及び正味売却価額の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・過年度に見込生産品として評価されていた仕掛品について、当事業年度における受注、販売又は処分の実績を把握し、過年度における経営者の見積りの合理性を評価した。 ・当事業年度末における主要な見込生産品について、経営者及び生産管理責任者に質問等を実施し、顧客との商談状況、受注見込み、販売予定時期、販売予定価格等について検証を行った。 ・受注又は内示がある見込生産品については、注文書、契約書、内示書、顧客との協議資料及び関連するメール等を閲覧し、会社評価の妥当性について検討した。 ・受注又は内示が未了の見込生産品については、過去の同種装置の販売実績、販売価格及び販売までの期間との比較を行ったうえで、顧客との商談の進捗状況やこれを裏付ける関連資料の閲覧等を実施し、会社評価の妥当性について慎重に検討を行った。
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インスペック株式会社の2026年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、インスペック株式会社が2026年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。